２０２６年9月１４日

若木ゴルフ倶楽部会員の皆様

ＰＧＭプロパティーズ株式会社
代表取締役　田中　耕太郎

年会費・プレー料金の改定および会則一部変更のお知らせ

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当倶楽部に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の社会全体における物価および人件費の上昇に伴い、ゴルフ場運営にかかる諸費用が大幅に増加している現状を受け、経営母体である平和グループ（ＰＧＭおよびアコーディア・ゴルフ）の全クラブにおいて諸料金の見直しを実施しております。

この度当倶楽部におきましても、下記のとおり年会費およびプレー料金を改定させていただくこととなりました。併せて、会則の一部変更も行います。改定内容および変更の効力発生日は下記にてご確認いただきますようお願い申し上げます。改定内容につきましては、当倶楽部の理事会において承認いただきましたことを申し添えます。

なお、今後も物価動向や運営コストの変動に応じて、年会費およびプレー料金を毎年見直してまいります。皆様に快適なクラブライフをご提供すべく、より一層の努力を重ねてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

１．年会費の改定
２０２７年の年会費を次のとおり改定させていただきます。

会員種別	現行	改定後
正会員	39,600 円	41,800 円
副登録者付正会員	39,600 円	41,800 円
平日会員	—	28,600 円

※上記料金は消費税込み
※副登録者付正会員が副登録者を登録した場合の年会費は、1.5 倍の金額となります。

２．プレー料金の改定
２０２７年４月１日より、プレー料金を次のとおり改定させていただきます。

	現行	改定後
プレーフィ	5,610 円	5,830 円
薄暮プレーフィ	4,840 円	5,060 円
薄暮ハーフプレーフィ	2,255 円	2,365 円

※上記料金は消費税込み

3．会則一部変更

上記の改定に伴い、２０２６年１０月１日を効力発生日として、会則別紙２「名義変更手続要項」および別紙６「諸料金一覧」の年会費を上記１．に記載のとおり、また、会則別紙４－①「会員プレー料金」を上記２．に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更個所につきましては、会則別紙２、別紙６、別紙４－①の新旧対照表および改定後の会則（会則本文は改定施行日以外に変更ございません。）をクラブハウス内に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

２０２６年9月１４日

若木ゴルフ倶楽部会員の皆様

ＰＧＭプロパティーズ株式会社
若木ゴルフ倶楽部
支配人　金子　昌樹

会員種別変更特典追加の件

この度、当倶楽部会員様への特典として下記のとおり期間限定で、正会員から平日会員への会員種別変更特典を設定させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。
併せて本特典の開始に伴い、理事会の承認も得て新たに平日会員の種別の追加及び各種料金を設定いたしましたので記載のとおりお知らせいたします。

記

１．期間限定　正会員から平日会員への会員種別変更制度
≪２０２６年１０月１日～２０２７年９月３０日受付分迄≫

内　容
会員種別　　：正会員から平日会員へ
会員種別変更料　：１１，０００円（税込）

①ご希望の場合、会員課担当までお問合せください。

②会員種別変更要項【正会員→平日会員】及び会員種別変更申請書をご案内いたします。

２．会則一部変更
本特典の開始に伴い２０２６年１０月１日付で会則の会員種別に平日会員を追加いたします。
会則変更個所につきましては、会則本文、会則別紙２、別紙３、別紙４－①、別紙６の新旧対照表および改定後の会則をクラブハウス内に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

(現行)

若木ゴルフ倶楽部　会則

第1章　総　則

第1条～第3条　(略)

第2章　会　員

第4条　(会員の種類)

1．倶楽部の会員は次のとおりとする。

（1）特別会員

倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

（2）正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

（3）副登録者付正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が副登録者付正会員の資格を承認した個人または法人とする。

（4）追加

2．会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3．法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は当該法人会員と同一の法人に所属する者の中から、会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

4．副登録者付正会員は、個人会員の場合は会員本人の他に、施設の優先的利用権を行使することができる者1名を、法人会員の場合は前項の登録者の他に、法人に代わり施設の優先的利用権を行使することができる者（以下、「副登録者」という。）1名を、会社が別紙3に定める手続を行い、かつ会社の承認を得た上で、登録することができる

5．副登録者を登録する場合、個人はその配偶者または3親等内の親族の中から、また、法人はその同一法人に所属する者の中からそれぞれ、副登録者を選ばなければならない。

第5条　(会員の権利)

1．会員は、会社が定める休業日を除くすべての日の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。

（1）追加

（2）追加

2．会員は、会社が定める条件で倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。

3．会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

4．会員及び副登録者（以下、「会員等」という。）は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

5．会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

6．副登録者は、施設の優先的利用権のみを行使することができる。但し、副登録者付正会員が第11条に定める休会または第8条に定める会員資格の一時停止により会員の権利を行使できない場合、当該副登録者も同様に権利を行使することができない。

第6条～第28条　(略)

第29条　本会則は2025年1月1日から改定施行する。

以　上

(2026年10月1日改定)

若木ゴルフ倶楽部　会則

第1章　総　則

第1条～第3条　(略)

第2章　会　員

第4条　(会員の種類)

1．倶楽部の会員は次のとおりとする。

（1）特別会員

倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

（2）正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

（3）副登録者付正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が副登録者付正会員の資格を承認した個人または法人とする。

（4）平日会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とする。

2．会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3．法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は当該法人会員と同一の法人に所属する者の中から、会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

4．副登録者付正会員は、個人会員の場合は会員本人の他に、施設の優先的利用権を行使することができる者1名を、法人会員の場合は前項の登録者の他に、法人に代わり施設の優先的利用権を行使することができる者（以下、「副登録者」という。）1名を、会社が別紙3に定める手続を行い、かつ会社の承認を得た上で、登録することができる

5．副登録者を登録する場合、個人はその配偶者または3親等内の親族の中から、また、法人はその同一法人に所属する者の中からそれぞれ、副登録者を選ばなければならない。

第5条　(会員の権利)

1．会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める施設の休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。

（1）特別会員、正会員、副登録者付正会員：全日

（2）平日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）

2．会員は、会社が定める条件で倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。

3．会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

4．会員及び副登録者（以下、「会員等」という。）は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

5．会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

6．副登録者は、施設の優先的利用権のみを行使することができる。但し、副登録者付正会員が第11条に定める休会または第8条に定める会員資格の一時停止により会員の権利を行使できない場合、当該副登録者も同様に権利を行使することができない。

第6条～第28条　(略)

第29条　本会則は2026年10月1日から改定施行する。

以　上

会則 別紙2 新旧対照表

現行会則

若木ゴルフ倶楽部　名義変更手続要項

手　続

1. 必要書類の提出　　譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類❶、❷）をまとめてご提出ください
2. 資格審査　　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知　　譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）
4. 名義変更料の振込　　入金確認後、会員資格が付与されます

※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条　件

1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること
   法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. 会員1名の推薦があること
4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと
5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

❶ 譲受人（入会）必要書類

① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要
② 委任状（譲受人用）	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

❷ 譲渡人（退会）必要書類

① 名義変更申請書	譲受人と連記
② 委任状（譲渡人用）	
③ 会員権の証書	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要

＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
＊ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
＊ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
＊ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
＊ 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料（消費税込）

	正会員/副登録者付正会員
一般	275,000 円
3親等内親族間の場合	110,000 円
配偶者または1親等血族間の場合	11,000 円
登録者同一の場合（個⇔法、別法人対象外）	11,000 円

年会費（消費税込）

1. 期　間　　1月1日～12月31日　※前払い制（継承可）
2. 金　額

正会員/副登録者付正会員
39,600 円

※副登録者付正会員が副登録者を登録した場合、1.5倍の金額となります。

書類送付先 連絡先

書類送付先
若木ゴルフ倶楽部　会員課
〒843-0152　佐賀県武雄市若木町大字本部1939-1

連絡先
電話　0954-26-3030
FAX　0954-26-3033

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

2026年10月1日改定

若木ゴルフ倶楽部　名義変更手続要項

手　続

1. 必要書類の提出　　譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類❶、❷）をまとめてご提出ください
2. 資格審査　　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知　　譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）
4. 名義変更料の振込　　入金確認後、会員資格が付与されます

※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条　件

1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること
   法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. 会員1名の推薦があること
4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと
5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

❶ 譲受人（入会）必要書類

① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要
② 委任状（譲受人用）	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

❷ 譲渡人（退会）必要書類

① 名義変更申請書	譲受人と連記
② 委任状（譲渡人用）	
③ 会員権の証書	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要

＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
＊ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
＊ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
＊ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
＊ 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料（消費税込）

	正会員/副登録者付正会員	平日会員
一般	275,000 円	137,500 円
3親等内親族間の場合	110,000 円	55,000 円
配偶者または1親等血族間の場合	11,000 円	5,500 円
登録者同一の場合（個⇔法、別法人対象外）	11,000 円	5,500 円

年会費（消費税込）

1. 期　間　　1月1日～12月31日　※前払い制（継承可）
2. 金　額

	正会員/副登録者付正会員	平日会員
2026年分	39,600 円	28,600 円
2027年分以降	41,800 円	28,600 円

※副登録者付正会員が副登録者を登録した場合、1.5倍の金額となります。

書類送付先 連絡先

書類送付先
若木ゴルフ倶楽部　会員課
〒843-0152　佐賀県武雄市若木町大字本部1939-1

連絡先
電話　0954-26-3030
FAX　0954-26-3033

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則 別紙3－① 新旧対照表

現行会則

若木ゴルフ倶楽部　登録者変更手続要項

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 登録者変更料の振込　入金確認後、登録完了となります ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条　件	1. 会員たる法人の役員または従業員であること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 年会費の未払いがないこと 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること
必要書類	① 登録者変更申請書　法人の実印を捺印、登録者は認印可 ② 法人の印鑑証明書 ③ 法人の履歴事項全部証明書 ④ 新登録者の顔写真1枚（申請書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ※ 登録者変更料に預託金を充当する場合のみ、以下の書類もご提出ください。 ⑥ 登録者変更料支払い方法に関する依頼書 ⑦ 会員権の証書 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
登録者変更料（消費税込）	正会員/副登録者付正会員：110,000 円
書類送付先 連絡先	書類送付先：若木ゴルフ倶楽部　会員課 〒843-0152　佐賀県武雄市若木町大字本部1939-1 連絡先：電話　0954-26-3030 FAX　0954-26-3033

2026年10月1日改定

若木ゴルフ倶楽部　登録者変更手続要項

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 登録者変更料の振込　入金確認後、登録完了となります ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条　件	1. 会員たる法人の役員または従業員であること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 年会費の未払いがないこと 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること
必要書類	① 登録者変更申請書　法人の実印を捺印、登録者は認印可 ② 法人の印鑑証明書 ③ 法人の履歴事項全部証明書 ④ 新登録者の顔写真1枚（申請書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ※ 登録者変更料に預託金を充当する場合のみ、以下の書類もご提出ください。 ⑥ 登録者変更料支払い方法に関する依頼書 ⑦ 会員権の証書 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
登録者変更料（消費税込）	正会員/副登録者付正会員：110,000 円 平日会員：55,000 円
書類送付先 連絡先	書類送付先：若木ゴルフ倶楽部　会員課 〒843-0152　佐賀県武雄市若木町大字本部1939-1 連絡先：電話　0954-26-3030 FAX　0954-26-3033

会則 別紙4－① 新旧対照表

現行会則

若木ゴルフ倶楽部　会員プレー料金

			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		5,610 円	5,610 円	5,610 円
割増カートフィ	1R	3B	330 円	330 円	330 円
		2B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
キャディフィ	1R	4B	3,960 円	3,960 円	3,960 円
		3B	4,400 円	4,400 円	4,400 円
		2B	6,050 円	6,050 円	6,050 円
連盟・協会協力金			45 円	45 円	45 円
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	715 円	715 円	715 円
		3B	880 円	880 円	880 円
		2B	1,265 円	1,265 円	1,265 円
追加ハーフキャディフィ	0.5R	4B	1,980 円	1,980 円	1,980 円
		3B	2,200 円	2,200 円	2,200 円
		2B	3,025 円	3,025 円	3,025 円
薄暮プレーフィ	正会員		4,840 円	4,840 円	4,840 円
薄暮ハーフプレーフィ	正会員		2,255 円	2,255 円	2,255 円
ゴルフ場利用税			500 円	500 円	500 円
入湯税			50 円	50 円	50 円

※ 記載料金（連盟・協会協力金およびゴルフ場利用税、入湯税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ 薄暮プレー及び薄暮ハーフプレー時は入湯税は発生しません。
※ 薄暮プレーの実施期間は、4月から9月までとなります。
※ 薄暮ハーフプレーの実施期間は、4月から10月までとなります。

2026年10月1日改定

若木ゴルフ倶楽部　会員プレー料金

			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ　2027年3月31日まで	正会員/副登録者付正会員		5,610 円	5,610 円	5,610 円
	平日会員		5,610 円	—	—
プレーフィ　2027年4月1日以降	正会員/副登録者付正会員		5,830 円	5,830 円	5,830 円
	平日会員		5,830 円	—	—
割増カートフィ	1R	3B	330 円	330 円	330 円
		2B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
連盟・協会協力金			45 円	45 円	45 円
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	715 円	715 円	715 円
		3B	880 円	880 円	880 円
		2B	1,265 円	1,265 円	1,265 円
薄暮プレーフィ 2027年3月31日まで	正会員		4,840 円	4,840 円	4,840 円
	平日会員		4,840 円	—	—
薄暮プレーフィ 2027年4月1日以降	正会員		5,060 円	5,060 円	5,060 円
	平日会員		5,060 円	—	—
薄暮ハーフプレーフィ 2027年3月31日まで	正会員		2,255 円	2,255 円	2,255 円
	平日会員		2,255 円	—	—
薄暮ハーフプレーフィ 2027年4月1日以降	正会員		2,365 円	2,365 円	2,365 円
	平日会員		2,365 円	—	—
ゴルフ場利用税			500 円	500 円	500 円
入湯税			50 円	50 円	50 円

※ 記載料金（連盟・協会協力金およびゴルフ場利用税、入湯税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ 薄暮プレー及び薄暮ハーフプレー時は入湯税は発生しません。
※ 薄暮プレーの実施期間は、4月から9月までとなります。
※ 薄暮ハーフプレーの実施期間は、4月から10月までとなります。

会則 別紙6 新旧対照表

現行会則

若木ゴルフ倶楽部　諸料金一覧

料金種目	正会員/副登録者付正会員
年会費	39,600 円
証書再発行手数料	33,000 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円

（消費税込）

※ 副登録者付正会員が副登録者を登録した場合の年会費は、1.5倍の金額となります。
※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

2026年10月1日改定

若木ゴルフ倶楽部　諸料金一覧

料金種目	正会員/副登録者付正会員	平日会員
年会費　2026年分	39,600 円	28,600 円
年会費　2027年分以降	41,800 円	28,600 円
証書再発行手数料	33,000 円	33,000 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円	3,300 円

（消費税込）

※ 副登録者付正会員が副登録者を登録した場合の年会費は、1.5倍の金額となります。
※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。